



第4回 新潟地域合併問題協議会の 概要をお知らせします

二月四日、新潟市で第四回新潟地域合併問題協議会が開催されました。

協議会では、現在各市町村で実施されている事務事業や行政制度などを合併後にどうするか調整方針など、次の項目について協議されました。

- ①事務事業調整方針
 - ②事務事業以外の行政制度調整方針
 - ・ 財産の取り扱い（土地および建物、基金など）
 - ・ 使用料・手数料の取り扱い（斎場使用料、税務関係手数料など）
 - ・ 町字名の取り扱い
 - ③地方税の取り扱いについて（市町村民税、固定資産税など）
 - ④合併建設計画（骨子）について
- 今号では協議結果の概要と、調整方針に示された新津市に関する内容についてお知らせします。

91事務が新潟市の制度に「適用」または「統一」

今回の協議会では、二月一日号別冊でお知らせした二百二十七件の事務事業のうち九十一件については、第三回の協議会で決まった「各種事務事業調整の原則」（一月十五日臨時号三六に掲載）にしたがって、新潟市の制度を「適用」または「統一」することとなりました。

併せて事務事業以外の三つの行政制度も左記のように調整するとした案が、原案どおり了承されました。

・ 財産の取り扱い
新市の一体性を保つため、新潟市を除く十一市町村の財産および公の施設をすべて新潟市に引き継ぐ

・ 使用料・手数料の取り扱い
市町村格差が大きいため、調整中となっているごみ処理手数料を除く十七項目を新潟市の制度に「適用」または「統一」するものと、当分の間、現行の通りとするものに分ける

・ 町字名の取り扱い
新潟市以外の市町村および住民の意向を尊重しつつ、町名の重複などが生じないように調整する

なお、残りの百三十六件の事務事業と調整中であるごみ処理

手数料を含むほかの調整方針は次回以降の協議会で協議されます。

また、地方税の取り扱いについても、今回は事務局より協議すべき税目の十二市町村における課税状況と合併特例法における地方税の特例（合併特例法第十条第一項）についての説明が行われましたが、調整については次回の協議会において、事務局が作成する案をもとに協議されることになりました。

合併建設計画の総論部分は次回示されます

合併後の新市における新しいまちづくりの指針となる新潟地域合併建設計画の骨子が示されました。合併協議会に加入するほとんどの市町村が参加し、作成した新潟都市圏ビジョンなどを参考にしながら、この骨子に基づき計画の総論部分を事務局で作成し、次回の協議会において話し合うこととなりました。

合併の方式などは次回の協議会で決定

第三回の協議会において引き続き協議するとなっていた「合併の方式」や「議会の議員の任期や定数の取り扱い」それに「地域審議会の取り扱い」については、次回の協議会で決定する予定です。